

平成 26 年度 水質検査計画



藤城第3配水池全景

七飯町水道課

【問い合わせ先】

七飯町水道課管理係

〒041-1192 亀田郡七飯町本町6丁目1番1号

電話 0138-65-5796 (直通)

FAX 0138-66-2054

1. 基本方針

七飯町では、水道法で定められている水質基準に適合した、安全な水道水を供給するため、以下の方針で水質検査を行います。

(1) 検査場所

水を採取する場所は、給水区域ごとに抽出した蛇口、浄水場の蛇口、原水は浄水場の着水井とします。

(2) 検査項目

水質検査項目は、水道法で検査が義務付けられている項目及び水質管理上留意すべき項目とします。

(3) 検査回数

水質検査の回数は、水質検査項目ごとに定めます。

(4) 検査機関

水質検査は、厚生労働大臣の登録を受けた外部の水質検査機関に委託します。

2. 水道事業の概要

(1) 給水状況

名 称	給水区域	計画給水人口 (人)	計画1日最大 給水量 (m ³)
七飯上水道	七飯町字中野、字中島、字豊田、字鶴野、 字緑町、字飯田町、大川1～11丁目、 大中山1～8丁目、鳴川1～5丁目、本 町1～8丁目、桜町1, 2丁目、緑町1 ～3丁目の各全部、字大川、字大中山、 字鳴川町、字本町、字桜町の各一部	19,500	9,000
藤城簡易水道	七飯町字上藤城、字藤城、字峠下、字仁 山の各一部	4,630	1,195
大沼簡易水道	七飯町字大沼町、字上軍川、字軍川、字 東大沼、字西大沼の各一部	3,860	1,923

(2) 浄水施設

名 称	施設名称	水 源	浄水処理方法
七飯上水道	第1配水池着水井	第1～3水源 湧水	塩素滅菌処理
	第2配水池	鳴川第1,2水源 深井戸	塩素滅菌処理
	第3配水池着水池	第4～6水源 湧水 第7～9水源 深井戸	塩素滅菌処理

藤城簡易水道	藤城第 1 配水池	藤城第 1 水源 深井戸	塩素滅菌処理
	藤城第 2 配水池	藤城第 2 水源 深井戸	塩素滅菌処理
	藤城第 3 配水池	藤城第 3 水源 深井戸	塩素滅菌処理
大沼簡易水道	大沼浄水場	大沼第 1 水源 伏流水	塩素滅菌処理
		大沼第 2 水源 伏流水	
		大沼第 4 水源 深井戸	
	東大沼浄水場	大沼第 5 水源 深井戸	塩素滅菌処理
	軍川第 1 浄水場	軍川第 1 水源 伏流水	塩素滅菌処理
	軍川第 2 浄水場	大沼第 3 水源 伏流水	塩素滅菌処理

3. 原水及び浄水の水質状況

(1) 湧水、伏流水

七飯町の原水の多くは、緑に囲まれた横津岳山系に降った雨や雪が、地下深く浸透している湧水、伏流水であり、水質は良好な状態を保っています。しかし、近年の集中豪雨等の影響により一時的に濁度、色度が上昇することがあります。

(2) 深井戸（地下水）

深井戸は、七飯町内に点在している深度 100m 前後の井戸からくみ上げています。水質はくみ上げる深度が深いことから良好な状態を保っています。

(3) 浄水

七飯町の水道水は全て、水質基準を満たしている安全安心な水道水です。

4. 水の採取場所

(1) 給水栓

① 毎日検査 浄水場ごとに下記の場所にて実施します。

番号	浄水場・配水池系統	場所	住所
1	第 1 配水池着水井（大中山管理場系統）	第 1 減圧槽給水栓	大川 525-2
2	同上	役場車両センター又 本町管理場給水栓	本町 8-1-1 本町 6-521-1
3	同上	民間宅	大川 4-5-9
4	第 2 配水池系統	民間宅	桜町 2-4-3
5	第 3 配水池着水井（本町管理場系統）	第 3 配水池給水栓	本町 6-521-1
6	同上	民間宅	本町 2-23-16
7	藤城第 1 配水池（藤城第 1 管理場系統）	藤城公民館又は 藤城小学校	藤城 9-2 藤城 268
8	藤城第 2 配水池（藤城第 2 管理場系統）	藤城第 2 管理棟給水栓	上藤城 551-1

9	藤城第3配水池（藤城第3管理場系統）	藤城第3管理棟給水栓	上藤城 414-4
10	同上	藤城第4管理棟給水栓	仁山 495-5
11	大沼浄水場（大沼管理場系統）	大沼出張所	大沼町 502-1
12	同上	西大沼ポンプ室	大沼 924-1
13	東大沼浄水場（東大沼管理場系統）	第1減圧弁室付近給水栓	東大沼 541-2
14	軍川第1浄水場（軍川第1管理場系統）	軍川神社前管理用給水栓	上軍川 729
15	軍川第2浄水場（軍川第2管理場系統）	軍川神社前管理用給水栓	上軍川 729

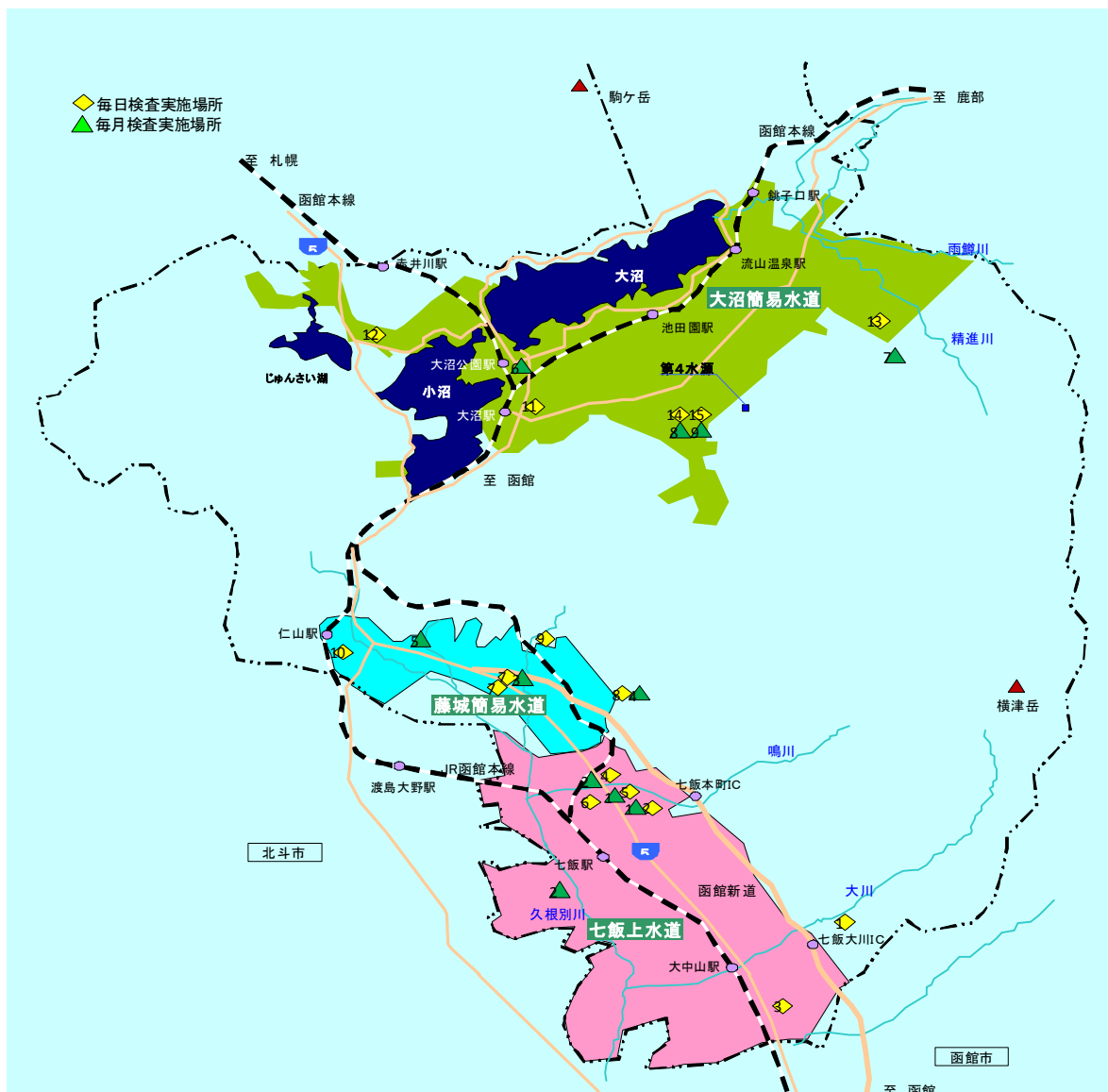
② 毎月検査、全項目検査

番号	浄水場・配水池系統	場所	住所
1	第1配水池着水井（大中山管理場系統）	役場車両センター（偶数月）	本町 8-1-1
		学校給食センター（奇数月）	本町 6-2-10
2	第3配水池着水井（本町管理場系統）	鶴野小学校（偶数月）	鶴野 229-2
		桜町振興会館（奇数月）	桜町 1-9-30
3	藤城第1配水池（藤城第1管理場系統）	藤城小学校	藤城 268
4	藤城第2配水池（藤城第2管理場系統）	藤城第2管理棟給水栓	上藤城 551-1
5	藤城第3配水池（藤城第2管理場系統）	峠下小学校	上峠下 420-1
6	大沼浄水場（大沼管理場系統）	大沼婦人会館	大沼町 212-2
7	東大沼浄水場（東大沼管理場系統）	管理用給水栓	東大沼 541-2
8	軍川第1浄水場（軍川第1管理場系統）	軍川神社前管理用給水栓	上軍川 729
9	軍川第2浄水場（軍川第2管理場系統）	軍川神社前管理用給水栓	上軍川 729

(2) 浄水施設の原水

9箇所ある各管理場の入り口の原水を検査します。

図－1 検査場所



5. 水質検査項目と検査回数

(1) 水道法に基づく水質検査（給水系統ごとの蛇口）

① 毎日検査

色、濁り及び消毒の残留効果（残留塩素）の検査を行います。

② 月 1 回検査

一般細菌、大腸菌など病原微生物の混入を疑わせる 9 項目を月 1 回検査します。

③ 年 4 回検査

人の健康や味覚等に影響を与える、カドミウムなど 42 項目を年 4 回検査します。

但し、厚生労働省が検査回数の減少可能な項目を定めており、各項目における検査回数は P 7, 8 ページの表の通りとします。

(2) 水質管理上必要とする水質検査

①浄水場の原水

原水の水質検査は、水質管理を行う上で重要であり、水質基準項目等から39項目を選択し、9つの管理場において年1回検査します。

②クリプトスポリジウム等

水系感染症を起こす可能性のある原虫類の検査として、クリプトスポリジウム等指標菌、クリプトスポリジウム等原虫検査を原水において検査します。

6. 水質検査の方法

水質基準項目及び水質管理目標設定項目は、厚生労働省が定めた水道水の検査方法で、その他の項目については、(社)日本水道協会が定めた上水試験方法により行います。

7. 臨時の水質検査

次のような場合には、状況に応じて必要な項目について、臨時の水質検査を行います。

- (1) 水源に異常があったとき。
- (2) 水源の水質が急激に変化したとき。
- (3) 浄水過程に異常があったとき。
- (4) 給水区域内で消化器系伝染病が流行しているとき。
- (5) その他、必要と認められるとき。

8. 水質検査の精度と信頼性の保証

水質検査の結果は、水道水の安全を保証する基礎となるもので、その測定値は正確で信頼できるものではなくてはなりません。このため、厚生労働大臣の登録を受けた水質検査機関に委託します。また、委託先の検査機関で適切な精度管理が行われているか状況を確認します。

9. 関係者との連携

水道水の安全確保のため、河川管理者や町関係部局と情報交換を行い、水質異常時においても即時に対応できる体制を講じます。

10. 評価と見直し

- (1) 水質検査の結果は、そのつど水質基準に適合しているか判定し、町ホームページを通じて公表します。
- (2) 水質検査計画は、町民からの意見や水質検査の結果を参考に検討を行い、見直します。

平成26年度 七領町上水道及び簡易水道水質検査計画

番号	項目	基本頻度		七領町上水道				高城簡易水道				大沼簡易水道				表中の数字は検査実施月を表す						
		浄水	原水	大中山管理場系統		本町管理場系統		溝橋第1管理場系統		溝橋第2管理場系統		溝橋第3管理場系統		大沼管理場系統			東大沼管理場系統		畷川第1管理場系統		畷川第2管理場系統	
				毎月	1年	毎月	10	毎月	10	毎月	10	毎月	10	毎月	10		毎月	10	毎月	10	毎月	10
1	一酸化炭素	毎月	1年	毎月	10	毎月	10	毎月	10	毎月	10	毎月	10	毎月	10	毎月	10	毎月	10	毎月	10	
2	大腸菌	毎月	1年	毎月	10	毎月	10	毎月	10	毎月	10	毎月	10	毎月	10	毎月	10	毎月	10	毎月	10	
3	カドミウム及びその化合物	3年	1年	・	10	10	10	10	10	・	10	・	10	・	10	・	10	・	10	・	10	
4	水銀及びその化合物	3年	1年	・	10	10	10	10	10	・	10	・	10	・	10	・	10	・	10	・	10	
5	セレン及びその化合物	3年	1年	・	10	10	10	10	10	・	10	・	10	・	10	・	10	・	10	・	10	
6	鉛及びその化合物	3年	1年	・	10	10	10	10	10	・	10	・	10	・	10	・	10	・	10	・	10	
7	七素及びその化合物	3年	1年	・	10	10	10	10	10	・	10	・	10	・	10	・	10	・	10	・	10	
8	六価クロム化合物	3年	1年	・	10	10	10	10	10	・	10	・	10	・	10	・	10	・	10	・	10	
9	シアン化合物やオン及び亜シアン	3ヶ月	1年	4.7.10.1	10	4.7.10.1	10	4.7.10.1	10	4.7.10.1	10	4.7.10.1	10	4.7.10.1	10	4.7.10.1	10	4.7.10.1	10	4.7.10.1	10	
10	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	3年	1年	・	10	10	10	10	10	・	10	・	10	・	10	・	10	・	10	・	10	
11	フッ素及びその化合物	3年	1年	・	10	10	10	10	10	・	10	・	10	・	10	・	10	・	10	・	10	
12	ホウ素及びその化合物	3年	1年	・	10	10	10	10	10	・	10	・	10	・	10	・	10	・	10	・	10	
13	四塩化砒素	3年	1年	・	10	10	10	10	10	・	10	・	10	・	10	・	10	・	10	・	10	
14	1,4-ジオキサジン	3年	1年	・	10	10	10	10	10	・	10	・	10	・	10	・	10	・	10	・	10	
15	ビス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	3年	1年	・	10	10	10	10	10	・	10	・	10	・	10	・	10	・	10	・	10	
16	ジクロロメタン	3年	1年	・	10	10	10	10	10	・	10	・	10	・	10	・	10	・	10	・	10	
17	トリクロロエチレン	3年	1年	・	10	10	10	10	10	・	10	・	10	・	10	・	10	・	10	・	10	
18	トリクロロエチレン	3年	1年	・	10	10	10	10	10	・	10	・	10	・	10	・	10	・	10	・	10	
19	ベンゼン	3年	1年	・	10	10	10	10	10	・	10	・	10	・	10	・	10	・	10	・	10	
20	揮発酸	3ヶ月		4.7.10.1		4.7.10.1		4.7.10.1		4.7.10.1		4.7.10.1		4.7.10.1		4.7.10.1		4.7.10.1		4.7.10.1		
21	クロロ酢酸	3ヶ月		4.7.10.1		4.7.10.1		4.7.10.1		4.7.10.1		4.7.10.1		4.7.10.1		4.7.10.1		4.7.10.1		4.7.10.1		
22	クロロホルム	3ヶ月		4.7.10.1		4.7.10.1		4.7.10.1		4.7.10.1		4.7.10.1		4.7.10.1		4.7.10.1		4.7.10.1		4.7.10.1		
23	ジクロロ酢酸	3ヶ月		4.7.10.1		4.7.10.1		4.7.10.1		4.7.10.1		4.7.10.1		4.7.10.1		4.7.10.1		4.7.10.1		4.7.10.1		
24	ジフロモクロロメタン	3ヶ月		4.7.10.1		4.7.10.1		4.7.10.1		4.7.10.1		4.7.10.1		4.7.10.1		4.7.10.1		4.7.10.1		4.7.10.1		
25	臭素酸	3ヶ月		4.7.10.1		4.7.10.1		4.7.10.1		4.7.10.1		4.7.10.1		4.7.10.1		4.7.10.1		4.7.10.1		4.7.10.1		
26	トリクロロメタン	3ヶ月		4.7.10.1		4.7.10.1		4.7.10.1		4.7.10.1		4.7.10.1		4.7.10.1		4.7.10.1		4.7.10.1		4.7.10.1		
27	トリクロロ酢酸	3ヶ月		4.7.10.1		4.7.10.1		4.7.10.1		4.7.10.1		4.7.10.1		4.7.10.1		4.7.10.1		4.7.10.1		4.7.10.1		
28	フロモジクロロメタン	3ヶ月		4.7.10.1		4.7.10.1		4.7.10.1		4.7.10.1		4.7.10.1		4.7.10.1		4.7.10.1		4.7.10.1		4.7.10.1		
29	フロモホルム	3ヶ月		4.7.10.1		4.7.10.1		4.7.10.1		4.7.10.1		4.7.10.1		4.7.10.1		4.7.10.1		4.7.10.1		4.7.10.1		
30	ホルムアルデヒド	3ヶ月		4.7.10.1		4.7.10.1		4.7.10.1		4.7.10.1		4.7.10.1		4.7.10.1		4.7.10.1		4.7.10.1		4.7.10.1		

平成26年度 七瀬町上水道及び簡易水道水質検査計画

番号	項目	基本頻度	七瀬町上水道						簡易水道						大沼簡易水道						表中の数字は検査実施月を表す				
			大中山管理場系統		本町管理場系統		大沼管理場系統		藤崎第1管理場系統		藤崎第2管理場系統		藤崎第3管理場系統		大沼管理場系統		東大沼管理場系統		大沼管理場系統			大沼管理場系統			
			浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水		浄水	原水	浄水	原水
31	亜鉛及びその化合物	3年	1年	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	
32	アルミニウム及びその化合物	3年	1年	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	
33	鉄及びその化合物	3年	1年	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	
34	銅及びその化合物	3年	1年	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	
35	ナトリウム及びその化合物	3年	1年	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	
36	マンガン及びその化合物	3年	1年	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	
37	塩化物イオン	毎月	1年	毎月	10	毎月	10	毎月	10	毎月	10	毎月	10	毎月	10	毎月	10	毎月	10	毎月	10	毎月	10	毎月	
38	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	3年	1年	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	
39	高濃縮曹粉	3年	1年	10	10	4.7.10.1	10	4.7.10.1	10	4.7.10.1	10	4.7.10.1	10	4.7.10.1	10	4.7.10.1	10	4.7.10.1	10	4.7.10.1	10	4.7.10.1	10	4.7.10.1	
40	陰イオン界面活性剤	3年	1年	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	
41	ジエチルミン	1回/年	1年	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	
42	2-メチルイソブチルアルコール	1回/年	1年	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	
43	非イオン界面活性剤	3年	1年	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	
44	フェノール類	3年	1年	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	
45	有機物	毎月	1年	毎月	10	毎月	10	毎月	10	毎月	10	毎月	10	毎月	10	毎月	10	毎月	10	毎月	10	毎月	10	毎月	
46	pH値	毎月	1年	毎月	10	毎月	10	毎月	10	毎月	10	毎月	10	毎月	10	毎月	10	毎月	10	毎月	10	毎月	10	毎月	
47	味	毎月	1年	毎月	10	毎月	10	毎月	10	毎月	10	毎月	10	毎月	10	毎月	10	毎月	10	毎月	10	毎月	10	毎月	
48	臭気	毎月	1年	毎月	10	毎月	10	毎月	10	毎月	10	毎月	10	毎月	10	毎月	10	毎月	10	毎月	10	毎月	10	毎月	
49	色度	毎月	1年	毎月	10	毎月	10	毎月	10	毎月	10	毎月	10	毎月	10	毎月	10	毎月	10	毎月	10	毎月	10	毎月	
50	濁度	毎月	1年	毎月	10	毎月	10	毎月	10	毎月	10	毎月	10	毎月	10	毎月	10	毎月	10	毎月	10	毎月	10	毎月	
51	亜硝酸態窒素	3ヶ月		4.7.10.1	4.7.10.1	4.7.10.1	4.7.10.1	4.7.10.1	4.7.10.1	4.7.10.1	4.7.10.1	4.7.10.1	4.7.10.1	4.7.10.1	4.7.10.1	4.7.10.1	4.7.10.1	4.7.10.1	4.7.10.1	4.7.10.1	4.7.10.1	4.7.10.1	4.7.10.1	4.7.10.1	
招	大腸菌(希釈法による定量試験)			毎月	10	毎月	10	毎月	10	毎月	10	毎月	10	毎月	10	毎月	10	毎月	10	毎月	10	毎月	10	毎月	毎月
備	溶気性芽胞菌			毎月	10	毎月	10	毎月	10	毎月	10	毎月	10	毎月	10	毎月	10	毎月	10	毎月	10	毎月	10	毎月	毎月
慮	クリプトスポリジウム等(顕微鏡検査)			4.7.10.1	4.7.10.1	4.7.10.1	4.7.10.1	4.7.10.1	4.7.10.1	4.7.10.1	4.7.10.1	4.7.10.1	4.7.10.1	4.7.10.1	4.7.10.1	4.7.10.1	4.7.10.1	4.7.10.1	4.7.10.1	4.7.10.1	4.7.10.1	4.7.10.1	4.7.10.1	4.7.10.1	